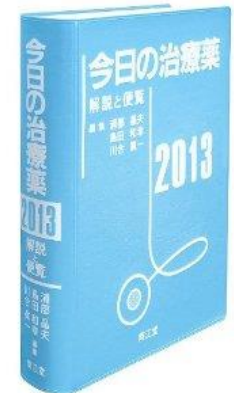


「今日の治療薬 解説と便覧2007」編集著作物事件

東京地裁240831

「**薬剤**」**選択**の**創作性**等**編者の個性**が表れていると認めることができる場合があるものといえるが、原告書籍一般薬便覧部分の個々の具体的な薬剤の選択における創作的表現が被告書籍一般薬便覧部分において利用されているものと認めることはできない

「**薬剤**」の**配列**の創作性は、原告書籍一般薬便覧部分の**個々の具体的な薬剤の配列において創作性が認められる**としても、個々の具体的な薬剤の配列における表現は、原告書籍一般薬便覧部分の創作的表現と類似しているものと認められない



「**薬剤**」の**選択**は、ありふれたものであって創作性を認めることができない
「**漢方処方名**」の**配列**の創作性等についても、編集著作物に該当するものと認められない。「漢方薬薬剤情報」の選択や配列においても**創作性を有する編集著作物**に該当するものと認められないとして原告書籍漢方薬便覧部分の複製又は翻案を否定